

## 新潟市 IT ソリューション補助金（成長事業型）事業選考会実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「新潟市 IT ソリューション補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、新潟市 IT ソリューション補助金（成長事業型）の補助対象事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

新潟市 IT ソリューション補助金（成長事業型）

#### (2) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて浮き彫りとなった自社の経営課題の解決し、売上増加や労働生産性の向上など付加価値を高めるため、IT コーディネーターの助言のもと、社内環境の整備や課題解決を進める事業者を支援することで、市内事業者による「新たな生活様式」に適応したビジネスモデルへの転換を促進し、以って本市のデジタル化及び経済の活性化を図る。

#### (3) 事業内容

以下の内容をすべて満たす提案とすること。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて浮き彫りとなった自社の経営課題の解決を図る事業であること
- ・IT コーディネーターからの助言をもとに、売上増加や労働生産性の向上など更なる付加価値を高めるための事業であること
- ・新潟県新潟市・聖籠町基本計画（平成29年12月22日国同意）で定める指定6分野（以下、①～⑥）のいずれかに該当する事業、または⑦に該当する事業であること

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野</li><li>②新潟市・聖籠町の米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野</li><li>③新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野</li><li>④新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野</li><li>⑤新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野</li><li>⑥新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野</li><li>⑦新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱（平成29年4月1日施行）別表に定める業種による事業</li></ul> |
|--|

#### (4) 補助額

1件当たりの上限400万円、補助対象経費の2/3以内

#### (5) 採択件数

数件程度

(6) 事業期間

補助金交付決定日から令和4年2月28日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

(7) その他

補助金の手続き等については交付要綱による。

### 3 提案者に求められる資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす、本市に事業所が存在する法人とする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

(ウ) 以下の条件すべてを満たす者であること。

①本市に事業所が存在する法人で国税及び地方税等に滞納がないこと。

②法人の場合は設立日から(個人事業者の場合は開業日から)申請日までの期間が3年以上経過していること(ただし、承継を受けている場合を除く。)

(エ) 提案書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者でないこと。

(オ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(カ) 過去に新潟市ITソリューション補助金の交付決定を受けた企業でないこと。

(2) 参加資格要件の基準日は、提案書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

### 4 プロポーザル日程

実施要領交付開始	令和3年10月5日(火)
事前相談・提案書提出期間	令和3年10月5日(火)から10月29日(金)まで
質問受付期間	令和3年10月5日(火)から10月15日(金)まで
質問回答期限	令和3年10月5日(火)から10月22日(金)まで
選考会実施予定日	令和3年11月4日(月)から11月12日(金)の間
提案者への質疑・回答	令和3年11月15日(月)から11月19日(金)まで
採択決定通知	令和3年11月30日(火)

## 5 事前相談の実施

本プロポーザルへ参加しようとする者は、後記7「提案書の提出」に先立ち、次により事前相談書を提出すること。

- (1) 提出書類 : 事前相談書として、企画提案書（事業計画書）（別紙様式3）に記載する事項等の概要（A4版1枚程度とし、様式は自由とする。）
- (2) 受付期間 : 令和3年10月5日（火）から10月29日（金）まで
- (3) 提出場所 : 後記12「事務局」に提出すること
- (4) 提出方法 : 電子メールにて、kigyo@city.niigata.lg.jp 宛てに提出
- (5) 回答方法 : 相談を受けてから概ね一週間以内に電子メールにて回答
- (6) 注意事項 : 事前相談では、事前相談書に記載した内容に関して、本要領及び「交付要綱」に照らし合わせて、明らかな不適合等がないかどうか確認する。ただし、事業で導入した商品等を単に引き取り・購入等する予定のもの等、事業の内容によっては本補助金の対象とならない場合がある。

## 6 質問及び回答

後記7「提案書の提出」により提案書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出書類 : 質問書（別紙様式2）
- (2) 提出期限 : 令和3年10月5日（火）から10月15日（金）まで
- (3) 提出方法 : 電子メールにて、kigyo@city.niigata.lg.jp 宛てに提出
- (4) 回答方法 : 質問を受け付けてから概ね一週間以内に電子メールにて回答し、回答内容についてはホームページ等で公開するものとする。

## 7 提案書の提出

- (1) 提出書類 : 後記8「提案書の構成」のとおり
- (2) 提出部数 : 5部（正本：1部、副本4部）
- (3) 提出期限 : 令和3年10月5日（火）から10月29日（金）まで
- (4) 提出場所 : 後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法 : 持参又は郵送・宅配便（土日・祝日は受付しません）※なお、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。
- (6) 追加・変更等 : 提出後の案の差替え（追加・変更等）は、提出期限までの間に限り認めることとする。
- (7) 留意事項 : 正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式での提出を行うこと。

(8) その他：提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

## 8 提案書の構成

- (1) 参加申込書（別紙様式1）
- (2) 企画提案書（事業計画書）（別紙様式3）
- (3) 実施計画書（別紙様式4）
- (4) 実施体制説明書（別紙様式5）
- (5) 事業スケジュール（別紙様式6）
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式7）
- (7) 同意書（別紙様式8）
- (8) 導入するITツールに係る見積書写し（提案書「5.対象経費」の内容と一致させること）
- (9) 決算書の写し（直近から2期分）
- (10) 法人の登記事項証明書の原本
- (11) 市税の納税証明書の原本

※なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。

## 9 選定方法

### (1) 選定の方法

補助対象事業者の選定にあたっては、別に定める選定基準に基づき、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補助対象事業者は提案書に基づき書面審査により選定する。また、提案者には別途、企画書に対する質疑通知を行う。

### (2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者に電子メールにて通知する。

なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

## 10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員等に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、新潟市が不相当と認める場合

## 1 1 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 新潟市は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (6) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 選定された提案者は、交付要綱に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。
- (8) 新潟市は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。
- (9) 新潟市は、必要に応じて事業を適正に実施しているか現地確認を行うことができる。その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

## 1 2 事務局

〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市 経済部 企業誘致課

TEL 025-226-1689

FAX 025-228-2277

電子メール [kigyo@city.niigata.lg.jp](mailto:kigyo@city.niigata.lg.jp)

## 別表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

### <選定基準表>

評価項目	評価の視点
(1) 目的の適合性	提案内容が、事業の目的等に沿ったものになっているか ・自社の経営課題を理解した上での課題解決か ・付加価値(売上、労働生産性等)創出が見込まれる課題解決か
(2) 実効性等	事業の実行性が十分か ・事業の計画性(工程の確実性) 事業の効果が十分か ・課題解決、付加価値創出に十分有効な事業か ・一過性ではなく長期的視点に立った課題解決か ・業務全体を網羅的にカバーする課題解決か
(3) 明確性	事業の明確性が十分か ・課題解決の明確性(達成目標の設定、期待される効果) ・創出される付加価値の明確性(導入結果、期待される効果)
(4) 推進体制等	事業の推進体制、継続性、普及展開が期待できるか ・事業の推進体制(必要な組織、人員、体制等) ・事業の継続性(資金・資材) ・財務状況の健全性